

建設文教委員会

開催日	令和2年6月18日
時間	午前9時30分～午前10時12分
場所	委員会室
出席議員	大塚 祥之、岡山 克彦、久野 茂、高橋 哲生 加藤 光則、林 真子、下堂 蘭 稔 (成田 義之議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 後藤企画部次長兼企画政策課長 舟橋人事秘書課長 平子総務部長 岩田総務部次長兼財政課長 永渕建設部長 飯田土木課長 長谷川都市計画課長 菅野上下水道課長 木村上下水道課課長補佐 前田新清洲駅周辺まちづくり課長 齊藤教育長 加藤教育部長 石黒学校教育課長 辻生涯学習課長 浅野スポーツ課長 吉田学校給食センター管理事務所長
関係職員	浅田議会事務局長 高山議事調査課課長 鈴木議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 建設文教委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

建設文教委員会委員長 (大塚 祥之君)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから建設文教委員会を開催いたします。

さて、9日の本会議において建設文教委員会に付託されました議案について御審議いただきませんが、その前に永田市長から御挨拶を受けたいと思います。

市長 (永田 純夫君)

改めまして、おはようございます。

本日は早朝より建設文教委員会へ御出席、大変御苦労さまでございます。

どうやら今日から梅雨らしい天気が戻ってくるようなことだそうでございますけれども、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除をされました。また、明日から東京を含む県をまたぐ移動が全国的に認められるということでございますので、少しずつ元の生活に戻っていただろうというふうに思っておりますけれども、自粛要請が長かったこともありまして、市民生活、あるいは事業経営もまだまだ不安定なところがございます。議会でお認めをいただきました支援策について、今、鋭意、解決に向けて努力をいたしているところでございますけれども、今定例会におきましても一部支援策の盛り込みをさせていただきました。どうぞ慎重に御審議を賜り、その他の議案につきまして可決・決定いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長 (大塚 祥之君)

ありがとうございました。

傍聴者はおみえですか。

議事調査課係長 (鈴木 栄治君)

一般傍聴人の方はおみえになりません。

建設文教委員会委員長 (大塚 祥之君)

当委員会に付託された所管は、建設部及び教育委員会所管です。

それでは、議案第47号 工事請負契約 (一場公民館新設工事) の締結について、説明をお願いします。

辻課長。

生涯学習課長（辻 清岳君）

生涯学習課の辻でございます。よろしくお願いいたします。

まず、提出案件の42ページをお願いいたします。

朗読させていただきます。

議案第47号

工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 契約の目的 一場公民館新設工事
2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
3. 契約の金額 金2億350万円
4. 契約の相手方 愛知県清須市西枇杷島町北二ツ杵90番
美吉建設株式会社清須支店支店長 高田昌稔
5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日
完了 令和3年3月26日

でございます。

1枚おめくりいただきまして、43ページをお願いいたします。

工事入札結果の主な内容について御説明申し上げます。

この工事は一場公民館の新設工事でございます。

工事箇所是一场弓町地内で、斎場施設建設地の西側となります。

工事内容ですが、施設の構造は鉄骨造平屋建て、敷地面積は2千628.13平方メートル、建物面積は480.36平方メートルでございます。

開札日は令和2年5月1日で、備考欄になりますが、入札参加業者は4社でございます。そのうち評価値が1.35でありました美吉建設株式会社清須市支店が落札者となりました。

1枚おめくりいただきまして44ページになりまして、こちらにつきましては、工事概要及び参考図面でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございました。

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名のってから、質疑、あるいは答弁に入ってくださいますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方の挙手をお願いいたします。

加藤委員。

加藤 光則委員

加藤です。

幾つかお聞きします。

まず、契約の金額が2億350万円となっているわけですが、令和2年度の周辺環境改善事業の一場公民館整備費が3億691万円ということになっておったと思うわけですが、この整備費の内訳、中身は、この関係からどう見たらいいのかお聞きします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

当局、答弁。加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

ただいま3億円余りの内訳ということです。まず、今回ここに御提示しております2億350万円というものは、公民館の建設部分のみでございます。これに伴いまして、もう既に造成工事でありますとか、いろんな設計でありますとか、そういったものがもろもろあるということでございます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

順番に聞いていきますからいいですけど、整備費が3億691万円であったと。そのうち、今、言われたように、建設部分については2億350万円だということを言われたわけであります。それでですね、公民館の工事の締結についてであります、この公民館の趣旨及び目的というのは条例の第2条にもあるように、市民の文化意識及び教育の向上を図るため、こう清須の条例に書かれているわけであります。この施設も清須市公民館の設置及び管理に関する条例に追加され

る公民館だという認識でよろしいですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

辻課長。

生涯学習課長（辻 清岳君）

おっしゃるとおりでございます。公民館条例に追加をさせていただく予定でございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

そうしますと、公民館の施設は誰もが使える場所として学習内容や目的に応じた施設整備を整えていく、こういうことが大切になってくるわけでありまして。社会教育法第21条第1項、第22条、ここを見るとですね、「公民館は、市町村が設置する」、こうされているわけでありまして。定期講座の開設や討論会、講習会、それから講演会等の開催、図書、記録、資材等を備えて、その利用を図ること、体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種団体、機関等の連絡、その施設を公共的利用に供すること等を行う。」、こう書かれているわけでありまして。

今日はですね、所管の教育委員会がこの議案を提案されているわけでありまして、本日の書類を見ても、施設の編成とか設備については分からんわけですけども、これについてはどう考えてみえるのか伺います。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

今回もともと斎場の周辺対策ということで、一場地区から御要望があったものがいろいろな協議の中で公民館建設ということで合意をいただき現在に至っております。公民館建設というところで教育部の生涯学習課というところが担当させていただいているという流れでございます。

先ほど課長が申しましたように、公民館でございますので、公民館として今後運用をしていきますし、条例に規定をして整備をしていくということです。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

これは公民館だということを今、言われたわけです。それで、教育委員会が条例に追加してや
っていくんだと。そのための施設を造るわけですね。公民館の健全な発展のために公民館の設
置運営上の必要な基準、こういうものが文部科学省によって定められているわけです。

今日は提案が建設部でもなしに市民環境部でもないわけでありまして。今日は教育委員会が提案
されておるわけです。公民館の所管されている教育委員会が、生涯学習課ですが、提案されてい
るわけでありまして、概要から中身がですね、その大事な部分が見えてこないということはどう
なっているかということなんです。

それで今いろいろな流れの中で出てきたということであつたら、教育委員会の公民館じゃない
わけですね。だから、教育委員会に設置運営上の必要な基準が合致しとるか。この基準は2
003年に特に告示されているわけですけども、それを踏まえられた施設になっているのか、こ
の部分だけ確認しておきます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

先ほどの繰り返しになりますが、斎場の関係の周辺対策ということの流れの中で、公民館を建
設するということになりましたので、生涯学習課が担当しているということでございます。それ
で、当然、公民館を建設しますので、公民館の基準に合っているかというお話ですが、当然これ
を建設するにあたって、県のいろいろな審査なども受けておりますので、委員おっしゃられるよ
うな基準に沿って建設していくものでございます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

でしたら、第9条に、施設及び設備に関することということをやうたわれておるわけですので、
教育委員会が出される議案として中身が分かるようなものを出していただかんといかんと思うわ
けですよ。これは建設部の議案でもないし、市民環境部の斎場の加盟施設の議案でもないわけ
あります。斎場の委員会るときには、こういった景観図とかいろいろ出てきたわけですね。今
日改めて教育委員会がこの議案を提案したわけですので、その辺で教育委員会が所管する部分に

ついてどういう基準でどういう設備だということが明らかになったものが出てないということを指摘しておきます。

それからですね、公民館は、目的を達成するために地域の実情に応じて必要な施設及び整備を備えるものとする、こう第1に書かれています。

2つ目には、公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用促進を図るために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものと、こういうことを言われておるわけです。私は造るなどか、そういうことではない。公民館としてよりよいものを作ってほしいと。みんなが本当にここの基準や設備に対して合致したよりよいものを作ってほしい、こういうことで質問させていただいておるわけですが、改めて問いますけれども、こういった基準は大丈夫だという認識でよろしいですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

まず、今回、教育委員会が提案したという件に関しましては、今回は一定金額以上であるものですから、この工事結果の契約議決ということでの御提案でございます。

それで、この中身云々というのは、今おっしゃられたような特別委員会であったり、もともと3月の予算であったりというところで市民環境部が管轄するところでの予算を提案して御議決をいただいております。

それから、繰り返になりますますが、公民館を建設するというところでございますので、公民館に適する形で建設もいたしますし、運用も進めてまいります。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

何度も言います。これは公民館なんですよ。教育委員会が文部省からも基準なんかを設置されて所管になつとるわけです。今、聞いてると、ほかのことを言われたわけですけど、そこをきちっと抑えられて、今日は教育委員会の所管議案としてこの委員会で審議しとるわけですから、その審議に答えられるような資料を出されるべきだということを言つとるわけですよ。

先ほどからいろいろ言われているわけですけど、その辺の物事のとらえ方、これは公民館だと

ということなんですから、教育委員会がやるのは当たり前じゃないですか。その辺どういう認識なのか、再度伺います。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

申し訳ありません。うまくお伝えができないのか分からないんですけども、今回の工事請負契約における契約議決というところでの資料の提示でございますので、そういったことで、公民館でするので、生涯学習課が建設をしていくということを出させていただいているものでございます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

だから、造る上で施設や設備に関する基準というのがあるから、それに基づいてきちっとしたものを出していただかんと、それは基準に合ったものだけでは審議にならんということをおは前回も言っとるわけです。その辺がどうもボタンが掛け違えたような答弁しかいただけないんですが、これは公民館法令によって位置づけられとるわけですので、その辺の認識は、副市長、まとめていただきたい。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

委員おっしゃられるとおりですね、公民館法に基づいて、法令等に基づいた施設で運用等も行っていくということでございます。その辺を御理解いただきたいということと、答弁のほうは、これはあくまで公民館の請負契約の議案だということの説明にとるんですけども、それもひっくり返してここで説明が必要だということでもありますので、そのことに対しては資料等は不備だったということをお迷惑をおかけしますが、今までの経緯では、こういった内容も含めて説明をできておるといことが教育部長のほうは言いたかったということだと思いますので、ただ、不備であることは間違いありませんので、今後、気をつけて資料を出させていただきたいというふうに思います。

ただ、私どもとしては、公民館法に基づいて一場に造る公民館になるわけですが、そういったことも含めて、運用も含めてきちんとやっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

ぜひ、施設や設備に関する基準というのがありますので、これを見ても地図の中で肝腎要の建物の中の内部が分からんわけですよ。ですから、そういった法令なんかに基づいてきちっと資料も提出していただきたいということをおっしゃいます。

続いて、条例を見ると、館長の権限がいろいろ書かれているわけですが、今後、館長についてはどのように考えられているのかお聞きします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

辻課長。

生涯学習課長（辻 清岳君）

生涯学習課、辻でございます。

館長は条例の中で生涯学習課の職員ということになっておりますので、私が館長になると認識をしております。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

分かりました。

公民館は教育基本法や社会教育法によって教育法体系の中に位置づけられているわけですから、本議案も教育委員会の提案になったわけであります。社会教育法第20条の公民館の目的をしっかりと抑えて取り組んでいただきたいということをお願いしておきまして、私の質問を終わります。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

すみません、以前、ほかの委員会で説明があったというのであれば申し訳ないんですけど、私、分からないので教えていただきたいんですけど、この公民館、社会教育施設で貸し館とかあると思うんですけど、どういった部屋があって、どういった料金体系で、貸し館としてどういった運用をしていくのか、そこら辺、説明が欲しいです。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

辻課長。

生涯学習課長（辻 清岳君）

生涯学習課、辻でございます。

先ほどすみません、図面のほうが分かりにくくて申し訳ないんですが、44ページの参考図面を見ていただきまして、右上に平面図がございます。その敷地の一番東に縦長の長方形の形をした部分が公民館の建物の部分でございます。北のほうから部屋が3つあるのがお分かりになるかと思うんですが、逆に、一番南側の卓球台のようなやつが3つ置かれてある場所、こちらは倉庫になっております。その倉庫の北の少し大きめのお部屋がございます。こちらが会議室ということで、座席着座で80名まで使用できる115平米のお部屋、こちらが大きなほうのお部屋で、その上にあります部屋が小さいサイズのお部屋で、30名が着座の定員となっております。47.5平米でございます。その北側、その上にありますのが50名の許容人数で、中ほどのサイズのお部屋ということで、大きさは66.5平方メートルでございます。

一番北の端っこに事務をするお部屋がございます。大きく分けて、館内に関しましては大中小ですね、3つのタイプの会議室があります。こちらの中の壁を取り外して、最大着座で160名まで入れるようなお部屋としてお使いいただけるということになっております。

以上でございます。

高橋 哲生委員

すみません、幾らでお貸しとか決まっていたんですか。

生涯学習課長（辻 清岳君）

金額のほうは今、調整中でございますが、清須市における公民館の料金体系を鑑みながら、現在検討しているところでございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

すみません、細かいことばかり聞いてあれなんですけど、手続はどこですのような形なんですか。

生涯学習課長（辻 清岳君）

基本的に生涯学習課を窓口という形で考えております。

高橋 哲生委員

分かりました。ありがとうございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

他に質疑のある方、いらっしゃいますか。

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第47号 工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分についての説明をお願いいたします。

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課、石黒でございます。

令和2年度一般会計補正予算書及び説明書をお願いいたします。第4号補正になります。

初めに、歳入につきまして、教育部所管分の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

一番下の欄でございます。

16款県支出金、3項県委託金、5目教育費委託金、補正額20万円の増額は、1節教育総務

費委託金で、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金であります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、補正額20万円の増額で、7節報償費、10節需用費であります。こちらにつきましては、歳入で県委託金を計上いたしましたが、愛知県が道德教育の充実を図るため、また、児童生徒の心に響く道德教育の指導の在り方について研究を深めることを目的に、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業が行われ、西枇杷島第1幼稚園が研究実践校とされたため、必要な経費を歳入歳出に計上させていただきました。

事業の内容につきましては、外部講師を招き職員研修や事例検討を行い、また園児やその保護者に対して道德性の芽生えを培う教育、命を大切にしようとする教育などに取り組んでまいります。

以上が、教育部所管の一般会計補正予算（第4号）についての説明でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

それでは、質疑のある方の挙手をお願いいたします。

加藤委員。

加藤 光則委員

加藤です。

教育費委託金についてお聞きします。

道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金、今回出てきたわけですけど、何で補正で出てきたのかということをお聞きします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

当局、答弁。石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

県のほうから要請があったのが2月でございまして、当初予算に折り込むことができなかったということでございます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

2月で遅かったから当初予算には入らなかったということですがけれども、県の道德教育に関することを見させていただくとですね、歳出を見ると西枇杷島第1幼稚園、これが今回ここに出されるということですが、これは教育実践委託園に選ばれたということになるわけですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

そうですね、研究実践校として委託をされたということでございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

幼稚園の教育要領においては、幼児の道德性や規範意識の芽生えを培うことが示されているわけですが。今も言われたわけですがけれども、この道德教育の取組について、今、概略をお話がされたわけですがけれども、研究実践委託ということですので、この20万円でまとめられて何かやられるということになるわけですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

最終的には研究報告という形で取りまとめをして、愛知県のほうが発表をされると認識をしております。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

分かりました。

1つ、私のほうから心配というかお願いなんですけど、教育行政が子どもが身につけるべき価値観なりを設定すること、または押しつけることを行えば子どもの学習権、思想や良心の自由に反するものになってしまう、こういう懸念もあるということです。そうならないように、ぜひ、やる上では行っていただきたい。特に本当に幼稚園となれば幼児期ですので、そのところをし

っかり考えてやっていただくということをお願いしておきます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ほかに質疑のある方。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

林です。

今、内容が分かったんですけども、この委託金のこうした事業というのは、多分、今年度だけじゃなくて過去からずっとあったと思うんですけども、本市としては初めてということによろしいですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

公立の幼稚園が県内少ないものですから、年度については把握できておりませんが、以前にも第1幼稚園等で行ったことがあるというふうに聞いております。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

そうしましたら、この制度というか事業の確認なんですけども、一度こういうふうに本市で1園、実践校・研究校になったら、当分エントリーできないとか、そういう話ではないということで、向こうから言ってくるんでしょうけれども、そういう認識でよろしかったでしょうか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

そのとおりでございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

これはもちろん小学校、中学校もあるわけですね。そちらのほうも声がかかれば積極的に取り組んでいくという認識でよろしかったですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

そのとおりでございます。

林 真子委員

ありがとうございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分についての採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和2年度清須市水道会計補正予算（第1号）案について説明をお願いいたします。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水道課長の菅野でございます。よろしく願いいたします。

議案第50号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案について説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算（第1号）の7ページ、8ページをお願いいたします。

予算、第3条に定めた収益的収入、収益的支出の補正について説明をいたします。

収益的収入。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、6 5 6 万 1 千円の減額の補正につきましては、令和 2 年 6、7 月分の基本料金の減収によるものでございます。

次に、収益的支出。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目総係費、9 2 万 4 千円の増額の補正につきましては、基本料金減額によるシステムの改修費の支出でございます。

2 項営業外費用、3 目消費税、6 8 万 1 千円の減額の補正につきましては、給水収益の減収に伴い減額となるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

それでは、質疑のある方の挙手をお願いいたします。

岡山副委員長。

建設文教委員会副委員長（岡山 克彦君）

岡山です。

私のほうから 3 点ほどお聞きしたいんですけど、まず、これは水道関係ですね。一般と業務用がありますけど、一般 1 3 ミリから 1 0 0 ミリと業務用が 4 0 ミリから 1 0 0 ミリ、対象件数は何件ぐらいありますか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水道、菅野です。

一般用ですが、これは補正予算の積み上げで使った数字になります。一般のほう、1 3 ミリが 3 千 1 2 7 件、2 0 ミリが 6 3 4 件、2 5 ミリが 5 8 件、4 0 ミリが 6 件になります。

業務用ですが、4 0 ミリが 1 7 件、5 0 ミリが 6 件、7 5 ミリが 2 件、7 5 から 1 0 0 ミリが 1 件になります。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

岡山副委員長。

建設文教委員会副委員長（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

将来的には市として水道事業を統合していく予定と理解しておりますが、耐震管工事や基準に対しても整備が必要だと思いますけど、その辺、簡単で結構ですから。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水、菅野です。

耐震管の工事につきましては、経営の状況を見ながら計画に沿って進めていきたいというふう
に考えております。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

岡山副委員長。

建設文教委員会副委員長（岡山 克彦君）

すみません、再度、水道事業を統合していく予定と理解しておりますけど、その辺のどこ。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水、菅野です。

愛知県、名古屋市上下水道局、清須市のほうですが、同じ方向性に向かっていきたいというふう
に考えております。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

岡山副委員長。

建設文教委員会副委員長（岡山 克彦君）

どうもありがとうございます。

水道料金の基本料金を免除されることについては大変ありがたい施策であると思います。ただ、
清須水道事業ですね、これは規模が小さいために今後の運営上、支障があるか少し心配もあ
ります。その辺、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ほかに質疑のある方。

林委員。

林 真子委員

林です。

1点確認なんですけども、清須市の水道料金、先ほどお話がありましたように、大変、皆さん喜んでおられますので、まずは感謝申し上げたいんですが、清須市は7月の検針分で、名古屋のほうの水道を使われている方は8月、9月ということで、これは名古屋のほうの準備が遅れているということよろしいでしょうか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

名古屋市が遅れているわけではなくて、名古屋市がやるというふうに決まった時点で清須市としては早めにやろうという市長の考え方で、前倒ししてこちらのほうが早めにやらさせていただくということでございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

本当になおさらありがたいことだと思います。

もう1点確認なんですけども、実は清須市の中の清洲、新川、西枇杷の地区は名古屋の水道なんですけれども、こちらについては水道料金がいろいろな経済的な事情で払えない方に対して12月まで支払い猶予があるというふうに認識しているんですけれども、春日地区の方についてはどうなのでしょう。そういう御相談があるのかないのか、その点、聞かせてください。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

春日地区の水道料金のお支払いに関しての問合せというか御相談なんですけども、今のところ5件ほどが出ております。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

猶予のほうは受け付けていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

そういうことでございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

分かりました。

私、調べてみたときに、名古屋市のほうはいろいろ細かく書いてあったんですけども、清須市のほうで見つけられなかったものですから、そういう制度があるっていうことを何かで周知されているのか、分かりやすくどこかで載っていたのならごめんなさい、私の見落としですけど、どうでしょうかね。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

今、確認はできてなかったんですけども、また確認して載せていきたいと思っています。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

林委員。

林 真子委員

よろしく申し上げます。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今、幾つか出されましたので、引き続きお聞きします。

春日地区は2018年度の水道年報、県のやつを見るとですね、県水依存率が77.85%に

なっているわけです。県水道のほうは免除というのは今のところの話はないわけですか。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

菅野課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

県のほうからそういう話はありません。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今、猶予の話が出されました。清須市も3、4条のところには、「災害、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減し、または免除することができる」、これは猶予じゃないですけど、免除規定があるわけですが、県は工業用水に関しては、コロナウイルス感染拡大の影響で厳しい状況に置かれている事業者には料金徴収を3か月猶予する措置を実施しているわけです。家計への影響に対応するために清須市もやっているわけですが、免除なりの声を上げていくということも私は大事なことかなと思いますので、ぜひ、これは何かの機会には声を上げていただきたいということをお願いしておきます。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業に対する財政支援についてというのが厚生労働省から文書が出ているわけでありまして。令和2年度の補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ここにおいては、地方公共団体が徴収する水道料金を始め公共料金の減免について一般会計から公営企業会計を繰り出しに対して臨時交付金の対象とする旨の内閣府の地方創生推進室からの文書が5月19日だったかな、示されているわけですけれども、この辺については予算的に今後この辺が、清須もやっているわけですが、国のほうから来る見込みというのは今どんなものでしょうか、お聞きします。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

岩田課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

今、委員が言われた地方創生臨時交付金はどこに充当するかというのは、前に御答弁したとおりにまだ決まっておりません。また、今回の水道事業会計について一般会計からの繰り出しは予定

しておりませんので、事業会計に充当ができるかどうか分かりませんが、同じ答えになりますが、臨時交付金については適切な事業にしっかり充当したいと考えております。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

加藤委員。

加藤 光則委員

なかなか国のほうもいろんな動きが財政的な問題が絡んで、全国的には減免という措置が広がってきておるわけですが、最終的にはそれぞれの自治体で考えるという部分がありますので、いろんな裏づけが今後出てくるかと思っておりますので、ぜひ、いろいろそういった国の制度やいろいろ補助の問題、交付の問題が出てきたら機敏に動いていただいて、少しでも財政的な問題がクリアできるように取り組んで、市民のほうを向いて積極的にコロナ感染症の問題については事業を進めていただきたいと思いますので、お願いして、私の質問を終わります。

以上です。

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ほかに質疑のある方。

（ 「なし」 の声あり ）

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第50号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会に付託されました議案についての審議は終了いたしました。

なお、従来どおり、常任委員会閉会中の継続審査の申出をすることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

建設文教委員会委員長（大塚 祥之君）

異議がございませんので、議長に閉会中の継続審査の申出を提出いたします。

これをもちまして建設文教委員会を閉会いたします。

早朝よりお疲れさまでした。

ありがとうございました。

(時に午前10時12分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月18日

建設文教委員会委員長 大塚 祥之